

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十七年十二月十七日

広島県監査委員

中

原

好

治

同

児

玉

浩

同

高

橋

義

則

同

赤

木

稔

明